

議案第 14 号

日出町債権管理条例の制定について

日出町債権管理条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町債権管理条例

(趣旨)

第 1 条 町の債権の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において「町の債権」とは、金銭の給付を目的とする町の権利をいう。

(町長等の責務)

第 3 条 町長等（町長及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条に規定する管理者をいう。以下同じ。）は、法令又は条例若しくは規則（同法第 10 条に規定する企業管理規程を含む。第 6 条において同じ。）の定めるところにより、町の債権を適正に管理しなければならない。

2 町長等は、前項の規定の適用に当たっては、当該町の債権に係る債務者の資力の状況その他の事情を考慮しなければならない。

(債権の放棄)

第4条 町長等は、町の債権（消滅時効について時効の援用を要しない町の債権を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該町の債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下この条において「損害賠償金等」という。）の全部又は一部を放棄することができる。ただし、当該町の債権及び損害賠償金等の額の合計額が1件当たり100万円を超える場合は、この限りでない。

（1） 当該町の債権につき消滅時効が完成したとき（時効完成後に債務者が当該町の債権につき一部を履行した場合その他債務者が時効を援用しない特別の理由がある場合を除く。）。

（2） 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける債権及び本町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

（3） 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

（4） 当該町の債権の存在につき法律上の争いがある場合において、町長等が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

（報告）

第5条 町長は、前条の規定により町の債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

町の債権を迅速に処理することを可能とし、債権の適正な管理を行うため必要な事項を定めたいので提出する。